

子宮頸がんワクチンの救済措置(キャッチアップ接種)について

積極的勧奨が差し控えられていたことにより接種の機会を逃した方への救済措置として、公費(無料)による接種機会が提供されます。

接種方法や注意事項は、基本的に通常の定期接種と同じです。

○実施期間;令和4年4月1日～令和7年3月31日まで

○対象者;平成9年度生まれ～平成17年度生まれの女子

(誕生日が平成9(1997)年4月2日～平成18(2006)年4月1日)

接種日時点で川崎市に住民登録があり、過去に子宮頸がん予防ワクチンを合計3回受けていない方が対象です。

◎持参するもの;送付された予診票、健康保険証、**母子手帳**(母子手帳の持参が無い場合はご自身で予診票に過去の接種履歴を記載していただきます。)

◎保護者(あるいは体調不良時に対応していただける成人)の付添をお願いいたします。

※1回目又は2回目の接種で中断してしまった方は、初回からやり直すことなく残りの回数を接種(2・3回目又は3回目)してください。

※9価ワクチン(シルガード9)を任意接種で完了している方は、2価又は4価を接種する必要はありません。

※平成18・19年度生まれの方へ;救済措置の実施期間中に定期接種の対象から外れる世代(平成18年度生まれの方と平成19年度生まれの方)についても順次救済措置の対象となります。

○参考資料

キャッチアップ接種に係る厚生労働省作成 [リーフレット\(PDF形式,1.29MB\)](#)を参照してください。